

325
494

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50^{6m} 1 2 3 4 5

始



通
俗
四
恩
碟
錄

325-494



賜
台
覽

通
四
恩
懃
綉

同閑同朝
妃院妃內香
宮殿宮親宮
殿下殿王殿
殿下殿下

大正
6. 5. 16
内交

位
先



大信山
大信山



大信山



武蔵
Mitsunobu
Yoshida

序

道友小川義秀僧正は愛國護法の志篤き人なり。曩に科註安心章を刊行して教界を裨益し、昨年亦四恩講話、心經畧解、軍國講話を著述して世道人心に多大の貢献をなす。其の國に盡す至誠と道を傳ふる熱心とは道俗の齊しく賞嘆する所たり。頃日更に四恩講話を増補訂正して再版し、重て法雨を有縁の衆生に灑がん。とす。文章平易明析にして解説丁寧懇切なり。

抑も知恩報恩は佛教道德の根本主義にして一切の善行美德を生むの母なり。徳目甚た簡短なり。雖も、其意義甚深廣大にして恰も海の如し。國民道德の振興、社會風教の維持之を措て他に求む可らず。若し人、本書を熟讀して佛陀の教旨を理解し之を實踐躬行

せば、自ら有徳の君子となるのみにあらず、家庭の和樂、國家の福祉、社會の平和、期せずして自然に實現することを得るや必せり矣本書の再版に際し、隨喜の餘一言を述べて序とす。

大正四年菊花の節峨山精舎に於て之を記す

辱知 眞井覺深

俗通 四恩講話序

夫報恩謝徳人世之本義社會之要素也矣佛出世開法門編經卷辯音五十年雖盡根氣振廣長舌所詮不過卷舒四恩之理釋而已孔子亦作復恩之辯曰北方有獸其名曰蟹前足鼠後足兔是獸也甚矣其愛蛭々巨虛也食得甘草必齧以遺蛭々巨虛蛭々巨虛見人將來必負蟹以走蟹非性之愛蛭々巨虛也爲其假足之故也二獸者亦非性之愛蟹也爲其得甘草而遺之故也夫禽獸昆虫猶知比假而相有報也況於士君子之欲興名利於天下者乎過亂之原基由不報恩生矣佛聖之大見歸着一也滔々末世品德墜地人情薄於紙不啻不得警報恩之一端太甚則至以仇報千恩絕纓之忠烝々之孝蓋千載峻河清者乎辱交義秀僧正實踐的佛教家也持戒

家也慨世憂國之士也頃者偶有四恩之辯宜機寔熱渴之甘水也乃請侍
法筵隨聞隨記爲小篇將頒同好有緣之人若夫有聞救世之福音利益之
金聲者歡喜也

大正二年神在月吉祥日

聽水學人 本田繁藏謹識

緒言

報恩は東洋道德の骨髓にして又佛教道德の本源たり。天より化生
し地より變現せざる限りは誰あつてか父母の恩に倚らざるものぞ
父母吾を生むと雖も國王の恩なくんば強弱相食む獸界たるのみ。
これと同時に社會各種の恩恵に待たされば又一日をも過す能はず
而して轉迷開悟吾等を彼岸に導くもの三寶の鴻恩なりとす。佛は
心地觀經の中にこの四恩を説て是の如き四恩は一切衆生平等に荷
負すと諭し給へり。吾等はこの大恩を負うて存在するものなり。然
り。而して今や東洋の天地は物質的に進歩して精神的に退歩す。
理論に長ずるも實行に短し。山野枯凋し江河水涸れ吾國特有の精
華恩徳報謝の美風は愈よ消沈して天下將に蕭殺の氣を以て充たさ

れんとす。この四恩の講話の甚た急なるを覺ゆ。この時に當て予の敬友本田繁藏國手快友會の爲にこの講話を促さるゝある。予寡聞淺學自ら揣らずしてこれを講演し。慚愧を顧ずして敢てこれを世に公にするもの。聊が報恩の微志によるものなり。有識諸德僭越を咎むるここなくんば幸甚

大正二年晚秋於明星山房

小川義秀識

朝暮勤行祈禱要法

先佛前に至り三禮合掌して

我此道場如帝殊

我身影現諸佛前

次に端坐して塗香を兩手に塗り合掌して

先懺悔文 三遍

我昔所造諸惡業

從身語意之所生

次に三歸 三遍

弟子某甲

次に三竟 三遍

十方三寶影現中

頭面接足歸命禮

皆由無始貪瞋痴

一切我今皆懺悔

歸依佛

歸依法

歸依僧

弟子某甲 盡未來際 歸依佛竟 歸依法竟 歸依僧竟

次に十善戒 三遍

弟子某甲 盡未來際

不殺生 不偷盜 不邪淫 不妄語 不綺語 不惡口
不兩舌 不慳貪 不瞋恚 不邪見

次に發菩提心眞言 三遍

をんぼうじ。しつた。ぼだはだやみ

次に三摩耶戒眞言 三遍

をんさんまや。ささばん

次に光明眞言

おん。あばきや。べいろしやなう。まかばだら。まに。

はんごま。じんばら。はらばりたやうん

次に祖師寶號 南無大師遍照金剛

次に廻向文

願くは此の功德を以て普く一切に及ぼし我等ニ衆生ニ皆共に
佛道を成せんことを

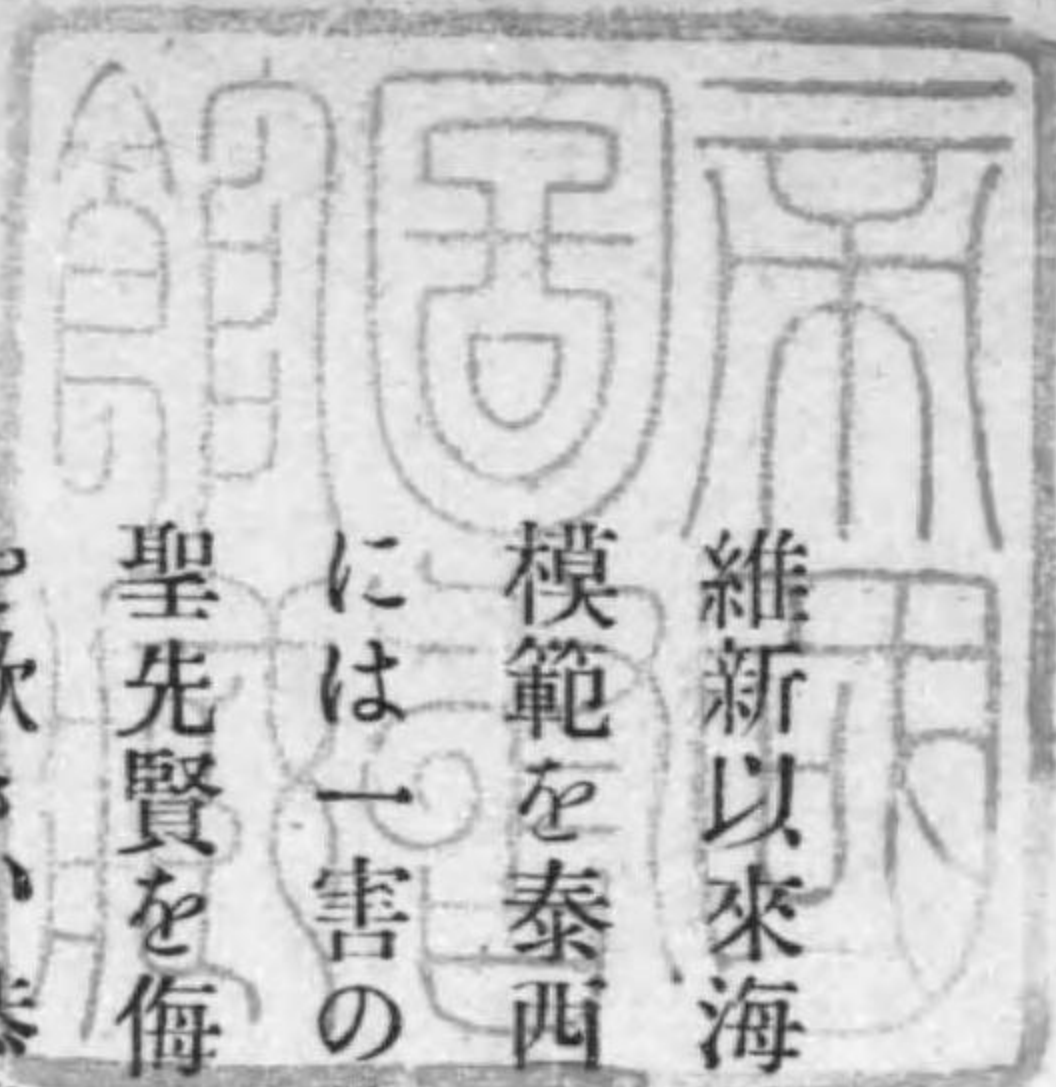
祈願文

願くは是の如くの懺悔受戒奉讀經典の功德を以て日月清明神
祇威を増し此國君聖に臣賢に風雨時に順し諸人悉く十善戒を
護持し緇素共に正法正義に歸投し相似の法をして正しきに復
せしめ諸の悪行邪習をして速に殄滅せしめ如來の正法を光顯
にして彌勒の下生に至らんことを

又是の如くの功德を以て十方法界の衆生に廻向し未だ苦を離れざるものには願くは苦を離れしめ未だ樂を得ざる者には願くは樂を得せしめ未だ菩提心を起さざる者には願くは菩提心を發さしめ未だ惡を絶ち善を修せざる者には願くは惡を斷ち善を修せしめ未だ成佛せざる者には願くは成佛せしめん（次に心中の祈願を述べし）

俗通 四 恩 講 話

沙門 小川義秀述



維新以來海外の交通至極便利となり、文學技藝あらゆる物質的の模範を泰西に採つたのは一面大に喜ぶべき事であるが一利の半面には一害の伴ひ易きものにて、一も二も尊外卑内の風を成し、古聖先賢を侮り、神明を輕んじ、佛陀を謗り、君父師長を敬ふの念を缺き、恭謙禮讓の美風は却て頑迷因循と貶するが如きは、心有る者の大に憂慮する所である、蓋し道義の實行と云ふ事に付ては、宗教の信念の有無が一大關係をなすもので、人の惱底より神を去り佛を去らば、假令古聖先賢の道を知るも、唯學問的に之れを知

二
るに止り、實行と云ふ點に付ては、遅々として進まざるのみか、却て奸智に長けしめ、詐偽的の行爲が敢てせられかちである、譬へば正宗の名刀も忠臣義士の手にあつては模範を千載に垂る、も亂臣逆士にあつては汚名を竹帛に遺す如く智識の運用其當を得ないのが多い、然るに人の心底に神明を祭り佛陀を崇び、時間の上にも、空間の上にも、周遍せる絶対不變の靈光を認め、因果應報の恐るべき事を信仰するもの如何にして詐偽的の行爲を敢てするこゝが出来様か、道義の實行如何は實に信仰の有無に大なる關係を以て居る、嗚呼信仰……信仰ほど國民道德振興に必要なものはない、政府も己に見る處ありて神道佛教の各管長及基督教の有力者を東京に召集して宗教家の活動を促したのも大に由あるこゝで

ある、今や理論の時代でなく實行の時代である如何に理論が高尙でも實行の件はないものは畫餅である、故に予は四恩の大義を信仰的に畧述して江湖の反省を請はんと思ふ是れ此の著のある所以である。偕て世の中で何が一番大切で世人が欲望するものぞ云ふに、第一に指を屈するものは金錢。財産。名譽。美人。云ふ底のものが切望せられてある。昔より財産云ふものは非常に大切にせられたものであるか別して今日は金錢萬能の世の中で、金錢の前には王公大臣も頭を垂る云ふ恐ろしき威力を持ったものたることは争ふまでもない事實である。又名譽云ふものも眞に無價の重寶であつて何人も翹望して止まないものである、美人……古人が傾城と異名を附した如く、美人の爲めには大切なる金錢大

切なる名譽までも抛擲して迷ひたるためしも尠くない。如何に世人が歓迎し愛戀をなし居るか云ふことも想像し難からるのである。何れより見ても現今社會の視線の集るものは以上列擧のものであるか、西洋に「イルミマント」云ふ演劇がある、舞台の中央に容貌魁偉なる美髯の紳士が美麗なる「テーブル」に向て居る。其の向に顯はるくものは一種不思議一見肌に粟を生ずる底の悪鬼的のものが大なる太鼓を提げて居る、其悪鬼何を云ふかと思ふと、この太鼓を「ドン」云鳴らすと人が一人宛死亡する。今一時間の後に「ドン」云鳴らす「ドン」は氣の毒だが君の番で君は全く今より一時間の壽命ほかないのであると、言ひ終るや彼の悪鬼はかき消す如くに消えて跡方もない、サスガのゼントルマンもこれを聞

きて顔色を失ひ長大息して居た。すると給仕體のものが周章入り來り、唯今電話であります、曰く先生あなたの豫て御苦心遊ばしました論文に依て先生に博士號を授くる云ふことに決定しましたと、先生博士號は結構だが時計を出して見るご早くも十二分を過ぎてをる。壽命は僅に四十八分、この四十八分の壽命博士號何をなすものぞご苦悶せる所へ踵て入り來るものは若い紳士體のもの、君よ豫て悶着となつて居た叔父の百萬圓の財産は愈々裁判の結果君の有に歸した。君は俄に大富豪となつた大に祝すべしだごア一百萬圓、時計を出して見るご復た十五分を經過して残る處は僅に三十三分、百萬圓の財産も三十三分ご迫つた壽命では一層くれない方が幾何か煩悶が尠いご大息の央へ周章入り來るものは何

ものぞ。豊頬に紅潮を漲らし媚目潤氣を帯び婉嬌宛も雨後の海棠の如く眞に天上より降下せしを疑はしむる程の美人。一揖して曰く、サテ先生と縁組の事多年の懸案でありましたが漸く親々の承認を得まして、時て先生と夫婦になることが確定しました。誠に嬉しく存じますと、時計を出して見るに剩す時間は僅に十五分、博士の稱號もいらぬ、百萬圓の財産もいらぬ、二世と契りし美人もいらぬ、ならう事なら今漸くの壽命を授け給へと、丹誠を凝らして天に祈をなし居る所を幕を引くと云ふ仕懸の演劇である、これは中々面白き趣向のものだ、世の中には名譽も大切である、金錢財産も大切である。無上の美人も又重寶である、併し、これは壽命あつての上の重寶で壽命が無くなる刹那に於ては却て

煩悶の種となるのみである。然らば金錢より財産より名譽より美人より、より以上大切なるものは壽命である、又世には壽命より以上大切なるものはなきやと云ふにより以上大切なるものがある愛讀の諸君、楠正成公が湊川に於て大切なる壽命をおしげもなく棄てたのは何の爲であるか、楠公の歌に「身の爲に君を思はばふた心君の爲には身をも思はず」と、まぎれもなく君の御恩に報謝する爲である。諸君七度人間と生れて逆賊を誅すと誓はれたる至誠の言は今猶ほ國民の耳根を聳せんばかりの音響を發し居るにはあらずや、「湊川横にせくともせかれぬは忠義あふる、涙なりけり。」又世に軍神と仰がれた廣瀬中佐が「七生報國。一死心堅。再期成功。含笑上船。」と詠じて旅順灣頭一片の露と化したる如き、乃木

大將の『うつし世の神さりました、大君のみあこしたひて我れはゆくなり』と詠じて割腹せられたるも皆是れ御恩報謝の外はないのである。世に大切なるもの、多き中にも御恩報謝程大切なるものはない、佛の八萬四千の法門、五千七百の經卷もこの報恩が根本基礎にして、佛敎の大體を一言にして云はゞ、報恩の外はないと申してよい。翻て畏こくも 明治天皇の下し給ひし教育に關する勅語を拜讀するに忠孝二道を擧げ給ひて『此れ我國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す』と宣せられ、この君臣の大道が世界に卓たる所で、國體の精華教育の源ぞと仰せられ、勅語の大精神は忠孝二道にある事を御垂示遊ばされてある。忠孝の二道はこれ亦報恩の外はない、勅語の御聖旨を一般國民に奉戴せしめて行

くには是非恩に報ゆると云ふ心を深からしめねばならぬ。如來の御説法は即ち勅語の聖旨を廣説したるものと見て相違ない……報恩……報恩は佛敎の根本義にして、又教育勅語の精神である、天眼通も神通力も娑婆をして座ながら寂光淨土とも化するを得るは報恩である……嗚呼報恩なるかな、佛心地觀經に示して曰く。佛王舍城内の妙徳長者勇猛長者善法長者等に告て言く。長者よ我今妙義を説て、未來世の恩徳を知らざるものを利益せん。世間出世間の恩に四種あり。一には父母の恩、二には衆生の恩三には國王の恩、四には三寶の恩なり。是の四恩は一切衆生平等に荷負す。右は恩に百千の種類ありと雖も、大別して以上の四となし給ふなり。請ふ是より四種の恩徳を略説すべし。

第一父母の恩……佛心地觀經に曰く、「慈父慈母長養の恩に依りて一切男女皆安樂なり。慈父の恩高き事山王の如く、慈母の恩深き事大海の如し」と又本事經には假令は人ありて一肩に父を荷ひ一肩に母を擔き、其の壽量を盡して、暫くも捨る事なく、衣食醫藥種々の所須を供給ふるも、猶未だ父母の深恩を報ずる事能はず」と説き給へり、以て其の恩の鴻大なるを思ふべし、而して子の親に敬順する道を長阿含經に示して曰く、夫れ人の子たるものは當に五事を以て父母を敬順ふべし。云何か五となす、一者供奉能く乏しき事なからしむ、二者凡そなす所あれば先づ父母に白ず、三者父母の爲す所に恭順して逆はず、四者父母の命令に敢て違背せず、五者父母の爲す所の正業を絶たず」と而して忍樂經に孝徳

を讚して、善の極は孝より大なるはなく、惡の極は不孝なり」と示されたり、古人詩を講して哀々たる父母我を生みて劬勞すこ。誰れか父母に依らずして身體を受くるものあらん、佛父母恩重經に父母の十恩を示し給へり、この十恩を税所執子刀自の詠せられし一句もあれば併せてこゝに掲ぐべし。サテ十恩の第一懐胎守護の恩……吾等が一度胎内に宿るや母の苦惱は一方ならぬので、血色が替り呼吸が促り、寢食も安からず十ヶ月の長き間の辛苦は逆も筆でも舌でも説くことは出来ぬ。

たゞしはし露をやこせる草の葉も

起きふしやすきものごかはみる

而もこれを忍び、唯胎内の小兒が不具のものであつてはならぬ、

斯くすれば胎兒に障りはあるまいか、この食物は胎兒に不爲のも
 のではあるまいか、明け暮れこのこのみ心配してくささる、
 世には人も多く中には血あり涙ある人も少くはない、然れども吾
 々がこの世に生れざる以前より、吾々を憐愍してくださる方は父
 母を除て唯の一人もあるまい。この御恩が累なりこの憐愍が積り
 て、臨産の時にも至れば、臟腑もめぐり取らる、が如き苦痛をな
 し、心も爲に悶絶して、往々冥界に入るものさへある、よし安産
 せしめて此の苦痛が短き迄にて、何れにしても生死の境を歴なけ
 れば身二つになることは出来ぬ、佛はこれを第二の臨産受苦の恩
 と云ふ。

生死いざしにの海のなみ間まを分てこそ

この白玉はかつきあけしか

世の人の子たるもの、母の御苦勞を思はなければならぬ、嘗て光
 仁天皇天長節を御治定遊ばさる、時御發布になつた、詔勅を拜見
 するに「十月十三是朕生日ハレニ毎ナリニ至此辰ノニ感慶兼集ノ」と宣し給ふた、感
 慶の二文字は大に注意すべき文字である、慶は天皇御誕辰を慶び
 給へることにして、感は當時御生母の御苦痛を追懷遊ばされたこ
 と、拜察し奉る、又水戸の光圀公は毎年自己の誕生日には、前日
 より一室の内に籠り疊を上げ荒蕪を敷き、木綿の祭服を着し、終
 日塩のお菜で食事をなし、何十何年前の今日は私の生れた日であ
 る、昨日より今日にかけての、母の御苦痛はイカ斗りであつたで
 あらうか、御恩の程が偲ばる、と近從のものに語られたと云ふ、

光仁天皇の詔勅と對照して蘭菊其美の競ふの美譚である、辛くして生れ出てヲギヤアと揚る産聲およこゑの一聲が耳に入るより、やれ可愛かあいやと我ご我苦を忘るゝ、佛はこれを第三の生子ウレテ忘ワスレ憂ウラの恩ご申された。

鶯の谷のいづる一こゑに

去年こぞの寒さは忘れはてつゝ

願ねがへば當時母の苦痛はいか斗りか吾人は不孝にしてこれを知ることはできないが、婦人の方の中には實地に經驗せられ推測も難からぬことと思ふが、釋迦如來はこの時に於ける母の心理状態を説て曰く、「産兒の鳴くや母はこれを聞きて歡ぶこと恰も音樂を聞くに似たり」と申された、千辛萬苦生死の境に在りながら吾子が無

事に出産の聲を聞いて、其の苦痛を忘るゝまでに憐みて下さるのは、世には情なさけ深き人もあらんも、自分が九死一生の場合に於て、其の苦を忘るゝまでに慙わはれみ下さるのは父母の外には恐らくあるまいと思ふ、お慈悲の程を思はなければならぬ、次に母の胸より甘露の泉が涌て出る、この泉を以て寢食を忘れて育ててきたさるゝ、佛はこれを第四の乳哺養育の恩ご示された。

たらちねのほそちにかけてつながずば

玉の小琴おことはねも絶たえなまし

吾々は永の歲月一日も乳哺の恵みを受けないことごとてはない、炎暑の日にも嚴寒の日にも、如何に多忙を來せし時ご雖も、一度もヤレ五月蠅うるさいいと思はるゝことはない、晝間業務の疲勞つかれにていかに

よく眠て居ても、其子の乳を求むる聲を聞けば、ナンノ疲勞も厭はず直に乳を與へて養育し下さるのである、而して食事をなす様になれば、先これを口にふくみて、甘きものは子に含め、苦きものは自ら喰ふ、佛はこれを第五の嘔にかきそつのみあまきをばく苦吐にがはき甘の恩と云ふ。

山からす軒のすゝめも朝夕に

おのがためにはあさらぬものを

我を忘れて情けをかけらるるのは親である、夜間寢處にて尿尿しんせを取外せば、襁褓むつさきをこりかへ、子を暖き方に廻して自分は冷たき方に就く、佛はこれを第六に廻かはけるにまはしめたるをえんにつく乾就くわんじゆ濕の恩と申さる。

思ひ子のぬるるをいたみ床とこの海うみに

わが身は浮うきてねぬよはもなし

この恩澤を思ふ毎に脊間汗を流す事である、畏くも 明治天皇の御製に。

たらちねのをやのこころはたれもみな

年ふるまゝにをもひしるらん

ご御示し遊ばされてある、思へば思ふ程親の情の深きここに感泣せざるを得ぬ、親はこの不浄を不浄と思はぬまでに情けをかけてくださる、若しこれが他人の子にてあれば、いかでかゝるころができ様ぞ、この御恩を忘れてはならぬ、この不浄を不浄と思はず身も衣服も洗滌して、清浄にしてください、これを佛は第七の洗濯不浄の恩と申されてある。

子のためにあらふつゞりのいさなまみ

あづくものもごに立たぬ日ぞなし

一八

嘔苦吐甘の恩、乳哺養育の恩、何れも容易なる恩澤でないが、就中厄介の多いのはこの洗濯不淨の恩である、自家に在つても又他家へ出ても寸時も油斷の出来ざるは二便である、何人も母の懷にて兩便のたれ流しをして成長したのである、嚴寒氷滑かなるの日にも、輝赤切等の苦痛を忍びて、井筒の下に立たない日こそはない、御鴻恩の深き大海も猶譬とするに足らぬのであるが、斯る恩愛に子は甘へて無理の我儘を云ひ、啼く子には勝てん、爲に隣の花を折りたり道ならぬは知りつゝも、情に惹かれて自然と罪を造るここが佛はこれを第八の爲造悪業の恩と示された。

子を思ふ闇こそやがてのちの世の

くらきに迷ふしるべなりけり

國亂れて忠臣顯はれ、家貧にして孝子出づこ、古來孝子は貧家に多い、近時天下の新聞紙が發表してをる孝子を見ても、大多數は貧家にある、この貧家に孝子の多いのを見て貧家の慈母が一層情け深きが大なる原因をなしてをるのではあるまいか、洗濯不淨の恩、乳哺養育の恩、廻乾就濕の恩、嘔苦吐甘の恩の如きは、上流社會には殆ど真相を知らない位である、子供を産だなりで、乳母に渡すのであるから隨て情も薄らぎ勝なれば、眞に迫るここが尠ない、これ或は富豪に孝子の稀なる一因とも思はる、貧困の家庭に於ては何れも實地に履行して吾々の爲に身を忘れて道德上の罪人となるばかりでなく、時として法律上の罪人となることす

一九

らある、親の情け程廣大なるものはない、斯るお慈悲に成長して大人となるも、親の目には矢張稚く見えて、旅行の時などの注意の周到なるは勿論出立の後は風の吹くに付け、雨の降るに付け、日暮之を思つて恙なく歸宅するを祈り給ふ忝けなき 明治天皇の御製に。

ひそりたつ身となりし子ををさなしこ

をもふやをやのこころなるらむ

ご親の親たる心を御示し遊ばしてある、孔子も「父母在不遠遊」ご誠め父母を安神さす様に教へられてある、佛はこれを第九の遠行憶念の思ご示された。

峰つゞき花より花に遊びけり

まつらん親の心しらずに

親の慈悲は影の形に随ふが如く、何時も離る、ここ、てはない、吾々が學校に出づれば親の心は學校に在り、山に行かうが河に行かうが暫くも離れない、少し遅くなれば吾々がごうしたであらうかご、心配して止まない、唯に父母は存在中のみでない、歿後は草葉の陰より護つて遣りたしご思ふは親の情けなり、佛はこれを第十の究竟憐愍の思ご説かれた。

世を救ふ三世の佛の心にも

にたるはをやの心なりけり

吾々がこの世に現はれざる以前より、頭に白髪を戴くの後まで、眞に千秋一日の如く思つてきたさるのは親である、思へば思ふ程

年ふるま、に身にぞしみけるである。

以上十箇の恩徳を畧述概舉したれば、何人もこの恩徳を思念するときは其の御恩の宏大なるに感謝せざるものはあるまい、實に親の御慈悲は三世の諸佛の御慈悲其の儘である、我等は宿世の因縁にて幸に生を人身に受け、親となり子となり、一度骨肉の賜を受くるや、更にこれを子に傳へ、子はこれを孫に傳へて、血統絶ゆる事なし、心性の上より見るも、世に親子の因縁ほど厚きものはない、父母の恩徳ほど廣大なるものはない、されば壯健なる時は申すまでもなく年老いて身體衰へ手足も自由を欠くに至らば一層これを大切にして孝養を盡すべきである、然るに却てこれを厄介視し其の言葉に従はざるのみならずこれを罵り辱かじめ高恩ある

兩親に無念の涙を流さしむる不孝者の往々輩出するは實に慨嘆に堪へざる次第である。

嗚呼迷こ云ふもの程世に恐ろしきものはない、生たる親を厄介視する位なれば死後の追善を祈るなどは露程も思はない、先祖代々を祭れる佛壇は蜘蛛の巣と鼠の糞で埋められて、線香一本御花一輪供養せし事ごとくなく、墓所は野草繁茂し香花を手向しここなごは絶てない飽迄も祖先を粗略にして不孝の手本を示して居る古人の歌にも「横さまにはうて教へた蟹の子にたてにはへごは親の無理なり」ご自ら不孝の手本を書きこれを子に傳へ子は孫に傳へて子々孫々三惡道の種を蒔き慈悲深き三世の佛も如何んごも救ひ給ふの餘地なきに至る。孝經にも五刑之屬三千而辜莫大於不孝

と又佛は心地觀經に若有男女背恩不順令其父母生怨念心母發惡言子即墜墮或在_二地獄餓鬼畜生_一と死んだ後に地獄餓鬼畜生に在り云ふのではない、即墜墮とあるから直に其時その身の儘に或は地獄にも又は餓鬼にも畜生にも成つて了ふのであると云ふ事である、畜生の事は世間にも人面獸心と云うて、人間の形をして居ながら畜生に劣るなと言はるゝものあるので、人間の墜墮は即ち畜生なることは何人も異議のなき所であるが、餓鬼と云ふか地獄と云ふか其の有無を疑ふものがないにもかぎりぬ、然し人間の形の儘の畜生があるにせよ、餓鬼にも地獄にも形は人間にして餓鬼又は地獄があることを知るに難からむのである、大乘は即身即佛と説破する程であつて畜生にも餓鬼にも地獄にも即身即

餓鬼地獄畜生がある、地獄とは漢譯して苦具とも苦器とも云ふ苦みの道具器械と云ふ事である「傀儡師首にかけたる人形箱佛出さうと鬼を出さうと」親に不孝の輩は己己から苦みの器械を作つて自ら好で生活の困難に陥るもので、即墜墮地獄餓鬼畜生である貪瞋痴の繫縛を脱し報恩の精神を涵養せば即佛である、精神已に佛に至れば自ら天地に自在を得て、草木の花は日に映じて香しく衆鳥の和鳴する聲も長閑やかに、一家うらくかなる淨土となる。凡そ高潔玉の如き行爲、優秀花の如き徳行、其他世に知らるゝ忠勇の義士多くは孝心の源泉より來る、古人も忠臣は必ず孝子の門に出ると説破してをる、見よや最近の勤渡王家邊華山畫を文晁に學ぶ、家貧にして良紙を求むるに由なく、日に十六文を投じて美

濃紙を購うて畫を賣つて一日を給せり、常に人に告て曰く、畫を賣り以て自ら給すこれ止を得ざればなり、一日畫を作らざれば一日の窮を増す、一身の窮は又忍ぶべし父母の窮を奈何と。後幕府の爲に禁錮せられたるも毫も怨みこなさず。

こり積みて世を炭竈の烟たきは

己か焚添ふ薪なりけり

と詠じた、死する前日其子に遺書して、餓死すも雖も二君ご仕ふる勿れ、愼て祖母に事へよ、汝の母は不幸の人なり、宜しく孝を盡すべしと、又吉田松陰先生の如きも將に刑せられんとするに臨み泰然自若、心鐵石の如くなるも、思うて親のここに至らば涙數行。

親を思ふ心にまさる親心

けふの音信何と聞くらん

と詠ぜり以て如何に其孝心の深きを知るに足る、殊に維新の大業を成し給ひし先帝陛下の御孝道の一般を拜し奉らんには、陛下御幼少の時、御生母中山一位局の御膝下におはせし頃、折しも炎暑に際し陛下も玉體汗にぬれておはせしが、一位局のお暑げな様子を御覧になつて、自ら團扇を取らせ給ひて、一位の局を御扇ぎになつた、御局は恐れ入つてかゝることは侍女ごもが役でありますから、彼等に御任せありたしと御辭退あるにかくわらず、陛下は御頭を左右に振り給ひて「誰も暑からう棄てをけ」と仰せられ、猶扇かせ給ふたと云ふ、又近くは明治二十六年海軍擴張の事

あるや、國費の多端なる折柄、國民の困難を御思召内廷の費途中より六ヶ年の間三十萬圓宛を製艦費中へ下し賜つた、爲に宮中の御費用何くれもなく御節減あり、施て后宮東宮に及びしが、只高祖高宗の御祭祀及歴代御陵の費途、並に皇太后の御料は一切減ずべからずこの御嚴勅であつた、それを聞召たる皇太后には御心安くはをはさず、宮の太夫をして御自らの供奉をも減ずべき旨代奏させ給ひけるに、御聽入なかりし云ふ、御製にも。

たらちねの親の心をなくさめよ

國につこむるいごまある日は

たらちねのみをやのをしへ新玉の

年ふるまゝに身にぞしみける

陛下身を以て範を國民に垂れ給ふ、國民たる者須く大御心を體し孝養の道を盡さなければならぬ。

次に衆生の恩

佛心地觀經に衆生の恩を説いて、衆生の恩とは即ち無始より以來一切衆生五道に輪轉して百千劫を經、多生の中に於て互に父母と爲る、互に父母となるを以ての故に一切の男子は即ち是れ慈父、一切の女人は即ち是れ悲母なり、昔生々の時大恩あるが故に猶し現在の父母の恩の如く等うして差別なし。懇ろに示されてある、衆生の恩は極めて高尚幽玄の道理より論じられたるものにして普通の凡見では容易に信じにくきことであるが、併し靜に觀察し來らば、佛説の虚妄ならざることを知ることが出来る、行基大僧正

の歌に「ほろ／＼と鳴く山鳥の聲きけば父かこそ思ひ母かこそ思ふ」ごある如く、宇宙萬物みな我か前世のものならざるはなく、山も川も木も草も悉く我れご同體同性のものである、況や現在人間の身ご生れ來て居るものは、互に前世の親子もあれば後世の兄弟もあるべし、凡そ宇宙萬物は千態萬狀限りなく差別をなしつゝあるも、これが本體を問へば平等平等にして差別あることなし、實相は平等にして現相は差別なり、實相は不變なり現相は遷流不常なり、遷流は實體なきものなり、唯有るが如く見ゆるは因縁の相續なり、佛はこれを旋火輪の如しご示された、線香の端へ火を點じてこれを急に旋轉するごきは火の輪のある如く見ゆ、實體ありや、輪の實體があるのではない、唯有るが如く前滅後生ご因縁

が相續して居るのた、總て現相は種々なる因縁の爲に或は貴賤ご別れ貧富ご隔たるのである、假令ば茲に一の扇がある、其の本體をご問へば竹ご紙ご糊である、この三種集れば必ず扇子ごなるやご云ふに、敢て左様でもない、因縁によりては提灯ごもなれば、又傘ごもなる、源は同一なりご雖も、因縁の掛合せにて色々ご差別をなすものである、今人の上に就て考ふるに十人十色、面の異なるご同時に百般が異なつて居る、富貴榮華に樂しむもあれば貧窮困難に苦むものもある、然れごも其の源はご問へば同一平等にして、互に父ごなり、母ごなり、兄ごなり、弟ごなりて、因縁相續しあるのである、かゝるごせはりあるが故に、現在の父母の大恩ご尠くも異ならないご示されたのである、斯の如く心得た日には、

此の世の中の多くの人々に對して、誰れ一人他人はない、いかにして不實の事が出来やうか、更に現在の上より考へ見るも吾々が生存を致すに付ては衣食住の三つが揃はなければ一日も生存はできぬ、即ち食ふもの纏ふもの住むべき家屋がなかりせば、如何にして一日を送るべき、この食事に付ても一粒の米……嗚呼この一粒の米、容易の事で出来たものではない、實に農夫が種々の困難を嘗て得たものである、やれ鋤である、やれ鋤である、何れの器具も天然に出来たものごてはない、鑛夫が深山に入りて身を忘れて掘り得たる鑛金が、種々の手によりて、鋤となり鋤と鍊られたのである、實に千萬無量の人の力をかりて出来たものたる事を思はねばならぬ、斯る手数によりて取り上げた米を市場に持出して

終に自分の釜に入れて炊き上るには、又無量の人の手を借らなければならぬ、即ち釜に入れては水と云ふものが入用だ、水は井戸に依らねばならぬ、やれ井戸を穿つは、井側を拵らへるは、やれ薪炭だ、申さば一粒の飯の中には實に思ふべからず測るへからざる無限の人の力を込入れてをる、これを喰ふて命を繋で居るごして見れば決して獨立なご大きな聲は客に出来ない、若し自分一人にて根本よりこれを作り出すごせば、一粒の米幾千萬圓を費して猶難しごせなければならぬ、然るに一升の價二十錢の安値にて得るは實に衆生の恩澤である、吾々には無量の人々が取巻いて、吾々に力を添へてある事を知らねばならぬ、親戚や縁者は申すまでもなく、一面識もなき遠方の方々も吾々を取巻いて恩徳を施しつ

ある、一粒の米己に然り、纏ふもの、住居する處亦復知るべきである、實に吾々一日生存する上に付ても、想像の出來ぬ程人の力を借りてをるのである、啻に人類のみではない、下等動物乃至植物に至るまで、吾々に多大の恩徳を施しつゝある、爛漫たる櫻馥郁たる梅花、彼れ等は吾々ご何等親戚縁者ごてはなけれども、吾々の耳目を悦ばしめ、吾々の精神ご肉體に非常の恩徳を施しつゝあるのである、其他近きは空氣遠きは太陽の如き、何から何まで思うて見れば、網の目の集りて居る如く恩徳を以て充されてをる、互に頼りつ靠れつして居るご云ふ事は動すべからざる眞理である、畏くも 明治天皇の軍人へ下し賜りたる勅諭に何ご仰せられてあるか、吾れは天皇である、百般朕が勝手にするごは御示しなされ

てない、「朕は汝等を股肱ご頼み、汝等は朕を頭首ご仰ぎてぞ其の親みは深かるべき、朕が國家を保護し上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまいらす事を得るも得ざるも汝等軍人が其の職を盡すご盡さるに由るぞかし」このたまへり、國家全體を一身の上に縮寫し御示しなされたのは、由來ある事ご拜察し奉るのである、昔吾師釋迦如來譬喩經の中に説て曰く、一箇蛇あり頭尾爭論して止まず、尾の注文には頭のみいつも先に行くべきでない、尾ありてこそ頭を保つてをる、然らば尾たるものも時にはさきに行かねばならぬご、頭は曰く頭の上にあのは當然なり、目あり鼻あり耳あり口あり、目にあらざれば見る事能はず、口に非らざれば喰ふ事能はず、鼻はかぎ耳は聞く、頭に依らずしていかで身體を保つ事が出

來様ぞこ、斷乎として尾の注文を排して又例の如くさきに立て這ふたれば、尾は非常に立腹し、途中の木に巻き附きければ、頭の先生もこれには困却し、尾に百歩を譲つた、今後は尾ごのおまへをさきにするからと斷り口をき、たれば、尾も得意になつて目くらさんぼうに逆走りをせしかば遂に嶽より墜墮して死したと説かれてある、自分本位で他を顧みず、人の苦痛は幾年にても僕關せず焉的に過し去るは、萬物相關の道理に悖るものなり、自分の手が愛すべきなれば頭も大切である足も大切である、頭の苦痛ある時は足も手も全力を盡して全癒せん事に勤めなければならん、若し手足胴體に苦痛のある時は、頭たるもの又我を忘れて盡さなければならん、これと同時に世界萬物は互に頼りつ靠つしてをるの

であるから我さへよければ人はごうでもよいと思ふは、やがて自滅を免がれぬ蛇先生である、畏くも 明治天皇の御製に。

國のためあたなす仇はくだくごも

いつくしむへき事なわすれぞ

ごお詠じ遊されてある、我國の爲に仇なす敵は打碎いても、其の仇なす人々に對しても殘忍なる行爲はなすな、仁徳の心を以て慈悲を垂れよこのお示しである、あだなす輩に對してすら已に斯くの如しとせば餘は言はずごも知らるべきである、優婆塞戒經には慈悲は即是れ一切安樂の因縁なり、又慈悲を離れて善法を得るごごなしと、天に慈悲の徳ありて始て萬物を覆ひ、地に慈悲の徳ありて能く萬物を載す、君に慈悲の徳ありて萬民安く、親に慈悲の徳

ありて其子を鞠育す、家に慈悲の徳ありて一家平和に、國に慈悲の徳ありて億兆和合す、若し夫れこれに反し慈悲の徳を缺んか上下相離れ兄弟相鬪ぎ、朋友相欺き不幸これより大なるはなし、見よや織田信長氏が竹田勝頼氏の死骸に對する殘忍は確に慈悲の徳を欠てをる、彼れはこの徳を欠た爲に憐むへき末路を見るに至つた、これに反して徳川家康氏は仇敵たる竹田氏の死骸に對しても猶禮を厚くし慰藉せしと云ふ、この慈悲こそ三百年の大平を保つ基にはあらざるなきか、畏れ多くも明治天皇は御製の如き御慈悲が多ければこそ萬國風靡し、維新の大業を成し給ふたのである慈悲は吾々衆生の具有する天真の妙徳萬善の根本である國民道德の大本は實にこの慈悲にあることを思はなければならぬ、佛の御

示の一切の男子は卽是れ慈父一切の女人は是れ悲母なりと信じて至誠以て其業務を勉強し以て報恩の志を篤くすべし。

國王の恩

國家なるものは一の大なる人格である、國家は個人の集合になると雖も、單に個人の身體のみに非ず、恰も個人の身體が水素酸素其他原素の集合になると雖も、單に集合のみに非ずして其れ以上に無形の意識等の活動するが如く、國家も又個人以上の理想的生存を營み、個人以上の目的に向て活動す、こゝに於てか個々の個人以外に國家としての特性を有す、而して又個人の特性は主として遺傳と境遇に依て左右せらるゝ如く、國家も又皇祖皇宗の遺訓と歴史の爲に支配せらるゝ、一大人格なりとす、國王は即其頭首に

して人民は股肱なり、先帝陛下の御勅諭にも朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてこそ其親みは深かるべきと宣うてある、人誰れか身體に於ける頭首を仰がざるものかある、又頭首の身體に於ける恩徳の宏大無邊なることを知らざるものかある、若し人にして頭首を失はんか死骸たるを免れない、國家にして國王を失はんか即ち亡國たるを免がれず、身體の死活が頭首の有無にあると同時に國家の死活も亦國王の有無如何に存す、これ國王の恩の鴻大なる所以なり。

佛心地觀經に國王の恩を説て曰く、國王の恩とは、國王たるものは福德最勝にして、人間に生るる雖も自在を得る、三十三天の諸の天子等恒に其力を與て常に護持するが故に、國王の福德廣大

なることは今更申すまでもなきことながら、身は人間の形に相違なきも百般の事に自在を得られ、諸天善神は即ち形は現はさざれども、王の宮殿を護衛し、肉眼には見えされども、玉體をば陰となり陽となりて、恒に擁護ましますと、佛の御示を窺ふに至ては更に其御徳の勝尊なるに敬服せざるを得ないのである、更に佛は王の十徳を示し給ふ、一には能照の徳、能照と云ふは心の光明を以て世の中の善惡邪正、治亂興廢等を照見し給ふの徳である、二には莊嚴の徳、莊はカザル嚴はイカメシイと云ふ字で、立派に物事の整ふことで、國王の福德智慧が整然として、其國土を莊嚴ならしむることになるのである、其他港を開き、街を列ね、鐵道を布き、遊園を設くるなど形以下の莊嚴も含まれてある、三には興樂

の徳、大恩徳を以て政事を張り、刑法を設け、生産を授け、工業を勧め、民をして大安樂ならしむるの徳、四には伏怨の徳、一切の怨敵自然に降伏すこあつて、國王の大威力を以て敢て軍艦や大砲の力を恃まず、自然に敵國を降伏せしめ給ふの徳である、五には離怖の徳、これは大仁徳を以て、他國の侵逼、自界の叛逆、國土の飢饉及非時の風雨、日月星宿の變怪なこの、大難を除き民をして恐怖の念なからしむるの徳、六には任賢の徳、全國の賢人を廟堂の上に徵せられて、國事を評議せしめ給ふ、即ち今日の立憲政體の如く幾百の議員、政事に參與せしめ給ふの徳である、七には法本の徳、法律の本源となるの徳を具へられて、民をして安きに置給ふの徳、八には持世の徳、これは王正法を以て能く世間を維

持し給ふの徳、九には業主の徳、これは人民の善悪業は王之れが責に當り民と王と其福利を共にし禍害を同うして國王其業主となり給ふの徳、先帝陛下の御製にも。

罪あらはわれをこかめよ天つ神

民は我身の生し子なれば

ごお詠じ遊ばされてある、人民が悪業を造れば直に王の御徳を損する譯である、民たるもの又大に反省する處なければならぬ、十には人主の徳、人民王を以て主とし謂ゆる杖も柱も恃居る處の徳である。

以上の十徳は十善業の宿福たる事勿論なり、其徳に報い其恩に謝し至誠以て忠順の志を捧ぐべきなり、殊に我國の天皇は萬世一系

の天皇にましまして、皇國生えぬきの天主である。

皇宗建國の初より年を數ふる事二千五百七十七、代を累るここと一百二十二、上に明す所の十徳を以てこの國民を撫育し給ふ就中仁徳天皇は高き屋に登りて民の籠に煙の上らざるを悲歎し給ふ如き 後醍醐天皇の寒夜に御衣を脱して民の苦痛を思ひ給ひしが如き 後鳥羽天皇は畏多くも。

夜をさむみねやのふすまのさゆるにも

わらやの風を思ひこそすれ

この給ひ、後醍醐天皇は更にたも。

世治り民安かれこいのること

わがみにつきぬをもひなりけり

御歴代の天皇悉く民を哀み給ひし事、筆にも口にも盡すここの出来やらばこそ、殊に 明治天皇の御鴻恩に至ては感涙の袂を濕さずと云ふことなし、御製を拜すれば。

古の文よむたびに思ふかな

をのが治むる國は如何にこ

日々夜々に民安かれと思召されて、古の文讀ませ給ふ其中にも、民草のこことを忘れ給はず、九重奥深處、錦繡綾羅の御衾を重ね給ひても賤か伏屋を忘れ給はで。

冬深きねやの衾をかさねごも

思ふは民の夜寒なりけり

賤かすむわらやのさまを見てぞ思ふ

冬の寒きに付け風雨の荒きに付け時々刻々吾等を思ひ給はざるこ
こくではない、「夏の夜もねさめがちにそあかしける世のため思ふ
ここ多くして」と短い夏の宵も民草の爲に安眠さては遊ばされな
い「年々に思ひやれども山水をくみて遊はん夏なかりけり」と四
十有七年の御一代中、一度も避暑避寒の御幸とてもなく、近く久
留米大演習御統裁の砌りの如きは、三田尻なる毛利公爵より御還
幸の途次一日にても御駐輦の上、明媚なる山水の風光御遊覽御靜
養の事懇請ありしに、陛下には、朕が九州御幸は、大演習統監の
爲にこそあれ、一日とても大元帥の職ををろそかにして遊樂はな
すまいぞと宣ひしと漏れ承る、寔に伺へば伺ふ程恐懼の外はない、

忘れんとして忘るゝことの出来ざる御聖徳であります、如來心地
觀經に聖王の徳を示されて曰く、譬へば長者の唯一子あつて愛念
比なく、憐愍饒益常に安樂を與へ、晝夜捨ざるが如し、國の大聖
王も亦復是の如し、等しく群生に示す同一子の如く、擁護の心晝
夜捨る事なしと、「擁護と云ふは母親が小兒を懷抱へする姿である
實に我國の天子に於て初て如來の示されたる一子擁護の御鴻恩に
浴することを得る、吾等臣民其昔を思へば、何れも皇室の御分家
に非ざるものにてはなく、隨て吾等臣民皆皇祖皇宗の御子孫に非
ざるものにてはない、中世に至て蕃別と稱する外國から歸化せし
ものゝ子孫もあれども、これにも皆姓氏を賜うて國民となされた
ので、恰も御養子に成さつて下された様なもので、外國の君民と

は大に趣を異にして居る、外國の君臣は我國の足利とか徳川とか云ふ家柄の人が、勢力の如何に依りて、或時は臣民となり、或時は君主となるが如く、近くは清國を見よ、先代の明朝には仇讐なりし韃靼人が、天下を攻取て立たる清朝である、この臣民にして祖先に大孝を盡さんせば、國王に對して大不忠の臣となり、國王の忠臣ならんか、祖先に對しては復大不孝の子ならねばならぬ、然るに我日本は前來述ぶる如く家筋より申さば本家分家にして、血統より申さば君は全く大祖だくそく諸冊二尊の御嫡流を御相續てきあらせられ、吾々臣民は其末流である約めて申せば一家親子の關係である、故に天皇より吾々を見給ふも御祖先の御代理として御子孫を愛し下さる御心持、吾々臣民より見上るも國王から御先祖に對

する心持である、故に 今上陛下に對して忠義を盡すは、これやがて歴代の天皇に對し奉りて大忠となるのみか、吾々歴代の祖先も固より歴朝の大恩大徳を戴きて之を神と仰ぎ佛と貴び奉りし事なれば、この御奉公は直に親に對しては孝となり、祖先に對しては大孝となるのである、吾等幸に宿縁篤くして世界に比類のない國皇に生れ、世界に比類のない叡聖文武なる天皇を戴き、宇宙の眞理たる大忠大孝を一身に全ふする事の出來得たるは、寔に萬劫にも得難き果報にぞある、若しこの得難き遇難き報身報土を得て宇宙の大道徳たる大忠大孝を忘れなば、未來永劫浮ぶ瀬はない。佛心地觀經の中に不忠の人民を誡め給ひて、若し王の國內に於て、逆心を生せば、須臾の頃に於て、是の如きの人福自ら衰滅し、命

終て當に地獄の中に墮すべしと、逆心と云ふても謀反の旗でも擧る様な荒々しき事ばかりではない、凡て仁心深き天皇の思召に背いて、王の御心を惱ますは逆心である、其れも言行に顯した事ばかりではない、己の心の中だけであつても、若もかゝる不心得のものあらば須臾の頃とあつて後の事ではない、其時直に都ての福徳が衰へ減して死するまでもなく、不忠不義の畜生となるのである、忠孝の二道は皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の生命とする所、海行かば水つく屍、山行かば草むす屍、大君の御爲にこそ死なめ、あだには死せずと、建國以來この真心の千代に八千代にさゞれ石のいわほとなりて、こけのむすまで榮え行かんこそ冀しきことごともなり。

三寶の恩

聖徳太子十七憲法第二條に 篤く三寶を敬せよ、三寶とは佛法僧なり、四生の終歸にして萬國の極宗なり、何れの世何れの人が是法を貴ばざらん、人尤惡鮮し能く教へば之に従ふ、其れ三寶に歸せずんば何を以てか枉れるを直さん」と、三寶の何ものたることは此の條文に明に示されてある、これ佛法が吾國に公にせられたる第一歩にして國の法律として國民たるもの、依るべき道を示し給ふた、故に 太子は我國佛教の大祖師にてある、太子は華嚴經の中の

自ら佛に歸依し奉る、當に願くは衆生ごごもに大道を體解して無上意を發さん。

自ら法に歸依したてまつる、當に願くは衆生ごごもに深く經藏に入つて智慧海の如くならん。

自ら僧に歸依し奉る、當に衆生ご共に大衆を統理して一切無礎ならんご。

この佛説に基きてこの御訓誡を垂れさせ給ふたのである、この三寶は歸依の對象として古今南北の佛教に一貫普通せる信仰にして大乘小乗權實顯密の別なく、一樣に承認する處、複雑なる佛教の複雑なる信仰中、共通の信仰はこの三寶である、併し宗旨に依て意義は各別であるから詳説することは今の能くする處でないが、其の分類をなさば左の如し、

一同體三寶、一別體三寶、一住持三寶なりごす。

同體三寶ご云ふのは同一眞如の上に性體靈光圓滿なる覺りの邊を佛寶ごし、性徳法性寂然たる規則のある邊りを法寶ごし、恒沙の妙徳圓滿にして性相事理和合する邊を僧寶ご云ふのである。別體三寶ご云ふのは印度出現の釋迦如來を佛寶ごし、釋迦如來五十年の廣長舌を法寶ごし、其の法筵に侍りて得脱せる菩薩并に羅漢を以て僧寶ごするのである。住持の三寶ご云ふのは今日寺院に安置せる泥龕塑像を佛寶ごし、一切經を法寶ごし、自ら信受奉行して世に傳布する僧尼を僧寶ごするのである。

佛心地觀經に示されて曰く、善男子三寶の恩ごは不思議ご名く、衆生を利益して休息あるごごなしご、三寶の恩徳の鴻大なるごごを賛歎せられて不思議ご名くご仰せられた。この三寶は世の中に

寶云云ふ中で最も大切なるものであるから不思議と名くごある、不思議云ふは口で云ふことも意で思ふことも出来ない程の鴻大無邊のもので衆生を利益して休まぬと仰せられてある。寶云云ふと普通金銀珠玉に名けてある。金銀は中々得難い、これを得んごて一生懸命になつて東西に奔走する、偶々得たご思へば直になくなる。又金銀は腐らぬ、千年も萬年も土中に埋めて居ても腐らぬ、錆びぬ、減らぬ。又これを持って居れば如何なる自由でも利く、これを澤山持て居れば大なる威勢がある。以上の理由で寶と申して居るが、この佛法僧の三つは世間の金銀珠玉の如く、身の寄せ所、心の落附場所として一番大切なるもの故これを寶と名けたのである。

第一佛寶

佛云ふのは梵語にして支那に譯して覺者と云ふ、覺はサトル、申さば夢の覺めたる狀況を云ふたものである。大乘起信論に馬鳴菩薩が最勝業の徧知、色無礙自在、救世の大悲者と歸敬文に示されてある。最勝業の徧知と云ふのは業と云ふのはシワザ、即ち身業口業意業と申して身のはたらき等を云ふたものだ、凡夫の身口意のはたらきは未だ夢の覺めない云は、迷の業だから目に物を見る上にも、耳に聲を聞く上にも夢中にて見たり聞いたりするのだから自己の氣に入りた時には愛慾を起してごこまでも貪ほり、自己の氣に入らぬ時には憎疾の念を起して腹を立てそれが業因となつて都ての苦惱を起し、夢から夢、迷から迷へご逆轉するのであ

る。然るに佛は智慧が勝れて徧知即ち徧くしる、あらゆる事柄を覺知せられてあるから目に物を見給ふも耳に聲を聞き給ふも一として迷ご云ふ愛憎の煩惱は遠く絶たれてある其のシワザが高尚で一も缺點がないから最勝業ご申された。次に色無礙自在ご云ふのは其の身を形容したのである、色ご云ふものは佛教で有形に名くる名詞であつて佛の身體は即ち自由自在でこの自在の身を以て妙法を演説し世を救ひくださる大慈悲者である故に救世大慈悲者ご讚歎せられた。この佛に法身ご報身ご應身ごの三身がある、これは頗る高尚なる哲理より論ぜられて而も顯教密教各々其談を異にする點多ければ委細の事はこの書の能くする所でないが唯僅に徑路丈を觀經に明す所に依りて沙汰を致せば、法身ご云ふのは無始

無終にして一切の相を離れ諸の戲論を絶し周圓無際凝然常住ご御經に示されてある、この法身ご云ふのは無始無終にして宇宙萬像の本體である、萬物の形に名けたのでなくて其の本體に名けたのである、それ故萬物の形には千變萬化初めもあれば終りもあるが、本體には始もなければ終りもない、譬へば大海の浪は大浪もあれば小浪もある、千態萬狀種々な變化はあれども其本體なる水には何の異動はない、或時は怒濤ごなり或時は小漣ごをる、然れども本體たる水には生滅もなく増減もない、一味平等にして諸ろの戲論を絶してをる、戲論ご云ふご世間にいふ戲たはむれの議論ごでも云ふであらうが今云ふ戲論はそんな意味ではない、法身の上より申さば、悟るご云ふのも迷ご云ふのも、樂ご云ふのも苦ご云ふのも、眞

實の語でない、申さば釋迦如來一代五十年の廣長舌も皆是れ衆生濟度の一方便に過ぎぬ、この方便を戲論と申したのだ。周遍法界體即ち萬像の本體たる靈德は言語に及ばざることを形容したものである。この靈德が如何に我等を照し我等を救濟せられてあるかを思はなければならぬ、次に報身と云ふのは修行に依て得たる身と云うてもよい、誰れにしても如法に修行すれば其の修行の功に依て必ず修行した丈の果報を受くるは當然の事である、譬へば小學校に入りて先生の教の如く修行するときは終に卒業の身たる果報を得ると云ふ如く眞實の佛となるべき因縁修行をなして果報を得たから報身と云ふのだ、この報身に自受用身と他受用身との二つの名がある、これは今大臣となるべき修行の因縁に依て大臣となる。

これが自受用身と云ふ。この大臣の爲に他の屬官等の受くる利益の邊を他受用身と云ふ、其の自受用身と云ふのは如何にして得るかと云ふに、觀經に明す處に依れば、三僧祇劫に修する所の萬行諸の衆生を利益し安樂し已つて十地の滿心に身を運んで直に色究竟天に往き三界を出過し佛となるとある。三僧祇劫と云ふのは詳しく説明もあれども要するに算數の出來ない無數の年限と意得たればよい、この幾千億萬年と云ふ長き間修行する萬行は悉く衆生を利益し安樂ならしむるの道である、其修行が最初十信と云ふ信の階級が十段ある、それが終ると十住といふのが十段あり其上に十行といふのが十段ある、其の上に十廻向といふのが十段ある、これを卒業すると初地といふに入り二地三地と進んで十地の

満位に至て修行が満ちた時に欲界色界無色界といふ三界を出過して淨妙國土に無數量の大寶蓮華に坐すこある、これを要するに三界を出過するこいふのは迷へる境界を出過して淨妙國土たるお悟りの出來た清淨なる土地に安坐するこいふことである、淨妙國土こいふからこて何も十萬億土の遠方を意味した譯ではない、修行の功に依りて身業が清淨になり、口業が清淨になり意業も又清淨になるこ其の三業清淨の功力に依りて住居して居る所が自ら淨妙國土こなるのである。次に他受用身である、八萬四千の相好を具足して眞の淨土に居り一乘法を説て諸の菩薩に大乘微妙の法樂を受用せしむこある、前の自受用身こいふのは佛自分に具足せられた功德をいふので、恰も吾人が學問技藝等の資格を具へたこいふ様

なものであるが、この他受用身の方は自己の功德を他に受用せしむる方故、恰も一家の家長が其の財産權威を其の家族に受用せしむる如くであるから其の家族の階級に隨て機根相應なる法を説くご同じく他受用身の教化せらる、機根即ち生徒も千差萬別だから八萬四千こいふ最高の相好を現して攝化せらる、のである、次に應身佛は、これは天竺出現の釋迦如來の如きである。この釋迦如來も娑婆往來八千遍ご申されあるが其の釋迦如來の因位はこれ又容易なる修行でないことは疑もなきことである、唯一世の御修行を追想しても我々攝化の爲に如何に御苦勞下されたか、偲ばる、太子の尊位を擲ちて彼の白雪皚々たる雪山に籠り難行苦行十二年ご、聞くもの誰れか渴仰せざる者ぞある、この永の十二年御苦勞

下されて菩提樹下に於て正覺を成し、即ち佛の悟りをひらかれて三十二相八十種好を具足して機根に應じて説法をせられたのである、前の報身は最高の生徒を教化せらる、先生だから八萬四千の相好を具足せられてあるが、この應身は前に比すれば一段下級の機根を攝化せらる先生だから相好も三十二相である、諸の菩薩の爲には三乗の妙法を説き、聲聞の修行するもの爲には四諦十二因縁の法を説き、餘の衆生の爲には人天安樂の經を説き而して妙果を得せしめ給ふのである。觀經にも一切衆生煩惱業障都て覺知せず、苦海に沈淪して生死窮りなし、三寶出世して大船師となり能く愛流を截て彼岸に超昇し諸の有智のもの悉く皆瞻仰すご御示し成されてある、煩惱は心の迷ひ、業障は心の迷より種々ご悪し

き業行をなしこれが原因して次第に結果を招き其結果が障りとなりて自己本來具有の明を覆ひ次第に逆轉して遂に明を失ひ障りが重くなりて苦海に沈み生死輪廻窮りなきものを佛法僧の三寶出世して苦海の大船師となり煩惱業障の愛憎の流れを截て菩提安樂の彼岸に渡すごある、佛出世の御本懷は悉く衆生濟度の外はない無量劫を盡して苦行し未來際を盡して救世の幢を掲げ給ふ、この慈悲は何よりも鴻大なる恩徳である、我等はこの御鴻恩に浴して無難に生死の苦海を超へなければならぬ、佛は我等の大恩師なり、我等は精進修行してこの御慈悲の袖にこりすがり、恩徳報謝の誠意を捧げなければならぬ。

次に法寶

法寶……法は法度法則の義にして天は覆ひ地は載す、柳の緑も法なれば、花の紅も法である、共に一毫の私はない、善因は昇て人天となり、悪因は降て修羅となる、即ち原因結果の規則是れ法寶である、釋迦如來御一代の説法五千餘卷の經文は即ちこの原因結果の理を示されたるものに外ならず、大乘本生心地觀經を按ずるに佛寶にも無量の佛ある如くこの法寶にも又無量の義ありと示されてある、この無量の義門を觀經には約して四つに區別せられてある、一教法、二理法、三行法、四果法これなり、譬へば佛は醫者で衆生は病人の如し、醫者の藥法を定むるは教法で、其處方通りに藥劑を調へるのが理法で、其藥劑を醫者の指示通りに服用するのが行法で、其藥効の顯はれて病氣の平癒せしが果法である、

經に曰く、一切無漏の能く無明と煩惱業障とを破する聲名句文を教法と爲す、有無の諸法を理法と爲す、戒定慧の行を行法と爲す、有爲無爲の果を果法と爲す、是の如き四種を法寶と爲す、衆生を引道して生死を出て彼岸に至るにあり、無明や煩惱を破する功力のある佛の説法が教法で、八萬四千の法門五千四十餘卷の經文は即ち教法である、有爲無爲の諸法、即ち佛は機根に應じての説法であるから、或は有と説き或は無と説き、或は中と説き、又は常と説き斷と説き、病に應じての與藥である、何れの藥も悉く眞理に非ざるはない、これが理法である、戒定慧の行を行法と爲す佛法の修行は何程廣く説くとも戒定慧の三つを出ない、戒は身を修むるの法り、定は心を静め散亂の心を離る、慧は戒を修め定に入り般

若の妙慧即眞理實相を觀照する智慧である、これ皆實地修行の法なるが故に行法と云ふ、有爲無爲の果を名けて果法となす、これは如來の説法を聞き心に理法を考へ、身に實行したのが因となりて、遂に果を成する、有爲無爲と云ふのは有爲は造作の義で、無爲は天然自然の眞理に契ふた姿である、故に有爲と云ふとこの自然の眞理に多少の作爲を用へたものである、この法寶が皆衆生を引導して涅槃の境界に到らしむるのである、御經にも諸佛の師とする所は即ち是れ法寶とある、以上の法寶が佛の師となる所にしてこの法寶に依らずして彼岸に達することは出来ぬ。

サテ衆生は實相に暗く煩惱妄想に縛せられた大病人である、佛は醫者の如くこの諸種の病に沈んでをる、迷の衆生を救濟せんが爲

に種々の妙藥を施し給ふ、一切經は衆生を救濟する妙藥である、お互我々は佛さんと云ふお醫者にかゝつた病人であるから、お醫者様の處方通りに藥を服して健康體に復しなければならぬ、若しこの妙藥のなき時は後世この利益を失ふことになる、ゼンナー先生が種々の苦心を以て種痘の發明をせられたと云うても、この種痘の仕方理由等を後世に傳へなかつた時は、後世は其の恩澤に浴することが出来ない、總て佛菩薩の法を發見せらるゝは決して尋常一様のことでばをい、釋迦如來過去世に於て國王と生れて法を求る時、大火坑に入りて身を焼き棄て正法を求めたことある、諸佛菩薩が身命を忘れて得られた妙法であるから大切にせなければならぬ、經に如來は法を供養することある、法を供養すと云ふは、其法

を法の如く實地に行うて、法の功德の顯る、様にするのが法寶の供養である、一と二と合すれば三となる。これ法である。法に従て二一天作の五、三一三十の一が出来るのだ、柱は縦に梁は横に法である、親には親の法がある子としては子たるべき法がある、世間の事から出世間のこと悉く法に依て成るのであるから、法に身も心もうち任せ法に背かぬ様にしなければならぬ、前に「自ら法に歸依したてまつる當に願くば衆生と共に深く經藏に入て智慧海の如くならん」とあつた、この經藏と云ふのは如來の説給ふた法と云ふのである、深く經藏に入るに申しても、お互五千四十餘卷を暗誦せよと云ふ譯ではない、前に述べし如く、善因は昇て天となり惡因は降て修羅となる、因果律である、この因果律を深く信

じ善事を修行實行するのが深入經藏である、この因果律を信じなば何事も疑ふことはない、疑ふことなければ隨て恐る、ことはない、恐るゝ處なければ其心地は實に玲瓏潔白富岳の空中に聳えて、巍然として動せざる如く、不動の精神となることが出来る、是を以て經に法寶の大切なることを十四の譬諭を以て示されてある、第一に法寶は能く一切生死の牢獄を破すること、猶し金剛の能く萬物を摧くが如し、第二に法寶は能く痴闇の衆生を照す、日天子の能く世界を照すが如し、第三法寶は能く貧乏の衆生を救ふ、摩尼珠の衆寶を雨らすが如し、第四法寶は能く衆生に喜樂を與ふ、猶し太鼓の諸天を樂しましむるが如し、第五法寶は能く諸天の寶階となり、正法を聽聞して天に生ずることを得るが故に、第六法

寶は能く堅牢の大船となり、生死海を渡り彼岸に到る、第七法寶は猶し轉輪聖王の如し、能く三毒の煩惱を除くが故に、第八法寶は能く珍妙の衣服たり、無慚の諸の衆生を覆蓋するが故に、第九法寶は猶し金剛の甲冑の如し、能く四魔を破し菩提を證するが故に、第十法寶は猶し智慧の利劍の如し、生死を割斷して繫縛を離る、が故に、第十一法寶は正に是れ三乗の寶車なり、衆生を運載して火宅を出づ、第十二法寶は猶し弓箭矛楯の如し、能く國界を鎮て怨敵を摧くが故に、第十四法寶は猶し險路の導師の如し、善く衆生を誘て寶所に達するが故に」こ、法寶の妙用を種々の譬を以て示されてある、法の鴻恩法の功德は實に宏大である、蓮如上人の御歌に「火の中をわけても法は聞くへきに雨風雪はものくか

ずかは」こ御詠みなされて法を求る志を促されてある、然るに近時社會を見るに法寶に大恩あることを知らず、又法寶に微妙の功德あることを思はず、働か^{はたら}ずして金錢を儲ける^{たくわ}ことを夢想するあれば、樂をして味よきものを喰はんこ望むあり、天下毎日の新聞が如何に立證しつゝあるか、これ皆一こ二を合せて十を得んこ樂^{おろか}ふものこ同一にして、實に不法極る慾望である、妄想である、深く思はざるべからざるこごもなり。

次に僧法の恩

僧法に多種あり、菩薩僧あり、聲聞僧あり、凡夫僧あり、福田僧あり、色々品分が出来てある、又菩薩僧の中にも世間僧あり、出世間僧あり、地藏菩薩の如きは出家の菩薩である、觀音菩薩こ

か勢至菩薩とか云ふのは在家の菩薩である、聲聞僧、これは出家に限られてある、舍利弗尊者であるとか、目犍連尊者であるとか云ふ方々がこの聲聞僧である、これは釋迦如來のお弟子にして小乗を學で後に法華の會座に列して大乘に廻入した出家の菩薩僧で今日僧侶の標準となつて居る、今日の僧侶も出家聲聞の姿ではあるが其宗旨は何れも大乘の宗旨にして、強て出家せずとも在家其儘菩薩僧となりてもよい譯である、又凡夫僧と云ふのは別解脱戒と云ふを成就せる即ち十善戒とか十重禁戒とか云ふ戒法を受け、設ひ證果せずとも正見に住して他を利益し安樂せんとする所の出家なり在家なりの人を云ふ、福田僧と云ふのは畧して云は、今日の慈善事業等に從事し正見に安住せしものを云ふ、これが僧の種類

の大體である、

世には僧と云ふは人扁に會てと云ふ文字でいかにも世に捨られた昔し人であつたと云ふ底に解釋したのもあつたが、これは飛んだ誤解である、僧は梵語にして具さには僧伽耶と云ふ、漢譯して衆和合と云ふ、四人以上の正見に安住し六和敬を奉ずる團體の名である、この衆和合と云ふことは天地の眞理にして又社會國家の最終の大目的である、個人の上より考ふるも又一家の上社會國家の上より考ふるも、これ程大切なるものはない、先個人の上より申さば、眼は色境と和合相對してこれは白いとか青いとかを見る、耳は聲の音境と相和合してこれは太鼓の音とか三味線の音とかを識る、鼻は香の境と相和して、これは沈香の香であるとか、又は

他の香だごかを識る、舌は味の境と相和して美味であるごか酸味であるごかを識る、身は觸の境と相和して強ごか柔ごかを識る、この和合を欠く時は眼も耳も其役をなさず、この眼等の五根が其役を怠るに於ては身體は全く保つことは出来ない、又人の身體は頭首手足胴體より成る、頭首と手足が和合を欠かんか、頭首の爲に手足が不足を云ふやら手足の爲に頭首が不足を云ふやら、一身は忽に修羅の街ちまたとなる、又精神界に於ても一度調和を欠かんか、憎いごか可愛ごか惜いごか欲いごか千萬無量の煩惱妄想が起て、新聞紙の三面記事の種蒔をする、サテ又精神ではなに程思うても肉體と相和合せないご書餅に終る様になる、故に一身を保つ上に於ては和合と云ふ事程大切な事はない、身體の滅亡は全くこの和

合を欠いた爲である、これと同時に一家一村一郡乃至天下國家も和合を缺く時は保全が出来ない譯であるが、こ、が中々大切なる處で、一身の保全をなすに付ても衣食住の三は寔に缺くべからざる要素である、この三を具備するには先達さきだちものは金である、故に商業を營むもの、農業をなすもの、工業に従事するもの、乃至は教育家に宗教家にサテハ軍人となるのも概ね其目的とする所は金を得んが爲と云うてもよい、金を得ん爲には同業中の競争が始まるやら、他人の悪口を言ふやら、知らずくゝの間に社會を害し天下國家を害する様な事が免がれない、一家親子の間に權利や義務の争が起る、親戚朋友の間に裁判所た警察た、寔に苦々しき事である、イカニモ金は寶である大切である、衣食住をなす上には實

に金でなければならぬ、併し寶なる所の金は、金を得んが爲に營んで得た處の金でない、社會を益する爲に業務を勉強して報酬とし得たる金が全く寶である、譬へば商業を營む……金を得んが爲の商業であるか、將た又社會を益せん爲の商業であるか、金を得ん目的の商業は社會を害し國家を害し、寔に忌むべきものである、これに反し社會を益する目的の商業であれば、天地の徳を補ふ眞止の商業である、實に國家としては歓迎すべき商業である、商業の上すら寔に然り、況んや宗教、教育、政事等に於てをや、金を得るの目的を以て政治家ならんか、賣國の奴隸ならざれば止まない、殷鑑支那に在り眞に恐るべきの極みと云ふべし、凡そ天地萬物は一體平等々々にして差別あるものではない、王陽明

言へるあり。

天地萬物は人ご原是れ一體なり、其發覆の最も精なる處これ人心一點の靈明なり、風雨露雪、日月星辰、禽獸草木、山水土石、そも只一體なり、故に五穀禽獸の類は皆以て人を養ふべく、藥石の類は皆以て症を癒すべし、只此の一氣を同うするが爲の故に、能く相通するのみ。

と實に然り、これを架空の説と思ひしは古の夢にして今や實驗科學の證明する所である、佛はこれを水と波の譬を以て示されてある、波は實に千形萬狀なれども水其ものは不生不滅である、而も水を離れて波なく、又波を離れた水もない、生滅窮りなき波は即不生不滅の水である、其水大平洋も大西洋も印度洋も日本海も、

同一平等であるが、水波は或は細漣となり、或は激浪奔波となり、男浪となり女浪となり、實に千狀萬態であるが、其水に至ては平等々々にして少も異りはない、或人曰く、茶碗と吾とは何の似たる處はないか、茶碗の體はこれ土、吾は土に養はれたる米を食ひて存ず、されば米は吾母にして土は米の母なり、これこの茶碗吾祖母なる土によつて作らる、然らば吾れと最も近き親戚にてはあるまいか、これ又最近の進化論と對照して味ふべき言である、宇宙萬物は悉く持ちつ持たれつしてあることは已に衆生の恩の下に於ても數言を費したることなるが、自己本位は自然他を害し和合を破るものなれば、自己本意を捨て天下の大道と合體する様にこそ、ろがけねばならぬ。古人の歌に

山川の末にながるゝごちがらも

みをすてゝこそうかむ瀬もあれ

吾等幸にこの圓滿和合の功德に浴するもの、眞正業務の犠牲者となつて、眞正の寶となるべき金を得、一身の和合を計り、一家の和合を計り、乃至天下國家の和合を計り以て衆和合即ち僧寶の恩徳に酬いんことを冀ふべきこととなり、これが御經に示された將に冀くは大眾を統理して一切無礎ならんところある所である。

結 論 (増補)

八〇

以上鴻大無邊なる四種の恩徳を列擧し來れば何人もこの恩徳に對して報謝の念を起さざるものはなからう。この無量無邊の恩徳を如何にして報謝すへきか、これ本書の主目とする所である。

阿含經に曰く。諸惡莫作。衆善奉行。自淨其意。是諸佛教と、これが報恩の要道である、諸惡莫作、總て世の中の爲めになりない國家を害し、社會を害する様な惡事は固く禁じて、衆善奉行。諸の善事即ち社會を益する様な事業は積極的に勵行せなければならぬ、而して自淨其意。自ら其の意を清淨にし潔白にして自他共に安心の境に到らしむるのが佛の教であつて、即ち報恩の要道である、自ら其意を清淨にするこ云ふことは自ら自分の胸中に苦痛の

ない様に安心をした境界を謂つた言葉であつて、この安心と云ふことは少しでも自分の心の中に遺憾なところがあれば、決して得られないところである。この繁雜なる世の中では眞に容易な業でない一軒の家をなせば妻子眷屬其類繋は先より先へと進んで一村となり、一郡となり、一國となりて次第次第と綱目をなしてをる。自分一人なれば安心の仕様も易からうが、世の中は中々左様易くない。妻子眷屬の身の上に遺憾のところがあつて見れば中々等閑に看過する譯にはならない、乃至朋親友戚に一村一郡に何れも苦痛のない様にならなければ眞の安心と云ふ境界は得られない。この境界を理想とし目的として進めば親に對しては孝行となり、君に對し奉りては忠義となり、社會に對しては公益となり、三寶に對し

奉りては報恩となる。實に萬能の妙行である。近時孝行と云ふことは親をして嘉肴を食せしめ、かるまかはこうも輕裘を纏はしめ、高堂に坐せしむるを以て最高の孝道とするものなり。これ素より大切なることには相違なきも、孝道の肝要とする所は親の意をして安心せしめ、満足せしむること云ふことが第一の要素である、孝經にも身體髮膚はつひを父母に之れを受く、敢て毀傷きしよせざるは孝の始なり、身を立て道を行ひ名を後世に揚げ以て父母を顯すは孝の終りなり。夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事るに中し、身を立つるに終ること。知るべし。嘉肴を供し輕裘を纏はしめ高堂に坐せしむるが如きは孝の最も小なるものである。父母は子の立身出世を祈りて朝夕このことのみを心配してくれて居る。吾等の身體は即ち父母の分身にし

て大切の上にも大切にし諸事の悪事をなさないのみか、進で善事を奉行して社會を改善し國家を益し父母の意を安心せしめ、父母の意を満足せしむること云ふことが肝要である。何程酒池肉林、輕裘を纏はしめ玉樓に坐せしむることも、日々の行事が眞實でなく、自己の業務に不忠實で家運をして衰頽せしめ、父母をして心中遺憾あらしむるが如きは眞の孝道でない。一家を中心として一家の家運の繁榮を畫策し、業務を精勵し、父母の意を安らかにし、自己も安心することを得。一家は素より一村一郡の安心し得らる道を開くのが眞の大孝である。吾祖弘法大師の出家せんさせらる、や親戚故舅出家なるものは父母の家を出て父母に事へざるもの不孝これより大なるはないと大師の出家を批難せしことあり。大師

この論を駁せられたのが三教指歸と申す書物で、即ち世間で云ふ孝行は小孝にして天下國家の爲に道を修し、人民を指導し、社會を改善し、天下國家を安心せしむるのが大孝であるとお示し遊ばされてある。これが全く父母の意を得たと云ふものにして、孔子の所謂身を立て道を行ひ名を後世に揚げ以て父母を顯すの謂である。一家か中心となり一家を繁榮し、一村を繁榮し、一郡一國を繁榮せしむるのが父母に對する報恩のしかたである。忠義と云ふもそれと同じく一國を中心として君の意を失はぬ様にするところが肝要である。近時忠義と云へば人多く戰陣に立て砲火の間を往來し勁敵と闘ふに非ざれば忠義に非ざる如く思ふのは大なる謬見である。若し夫れ戰亂の時に非ざれば忠義をなし能はずせば、忠

義は平素は出來ざるものにして、而も軍人に非ざれば行ふことが出來ない。これは寔に思はざるの甚だしきことである。明治天皇の御製にも

國をおもふ道に二つはなかりけり

いくさのにはにたつもた、ぬも

とお示しなされてある、軍人に非ざればさて、戰時に非ざればさて忠義を盡すことが出來ぬと云ふ理りのあるべきでない、昔者漢の高祖支那を統一せし時韓信は外に出て戰をなし、蕭何は内に在て財政糧食を支配し、張良は參謀本部として兵畧をめぐらした。これが韓の三傑として名高き名士であるが、戰爭上手の韓信も財政上手の蕭何も其の勤めの道に二つはないのである、一國を中心

として立つものは悉く忠義である、明治天皇教育勅語に明に示し
 給へり。曰く、爾臣民父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋
 友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め業を習ひ
 以て智能を啓發し、徳器を成就し、進で公益を廣め、世務を開き
 常に國憲を重じ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以
 て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。父母に孝と云ふを始として一
 旦緩急あれば義勇公に奉ずと十五箇の條項を列擧なし給ひて、次
 に以の一字にて十五箇條を總括し、皇運を扶翼すべしと結び給
 へり、知るべし、軍人と否とを問はず、戦時と平時とを論ぜず、
 皇室を中心として立つものは父母に孝行するも忠義にして、兄弟
 に友なるも忠義である、今圖を以て之を示さば、

忠 義



圖に依りてこれを見れば一目瞭然である。戦争に巧なる韓信も忠

義なれば財政に上手なる蕭何も忠義である、總て皇室を中心として立つものは學を修むるも忠義なれば、業を習ふも忠義である。即ち天皇の大御意に副ひ奉り天皇の大御意の安らかにならせ給へる行動を取り、自ら其意を淨くするのが忠義である、同じ學を修むるも皇室が中心ならざる學問、皇室を中心となさざる業務は不忠である。一家の孝行が一家を中心として父母の志を得るのが孝行となると同じく、一國の忠義も皇室を中心として國王の志を得るのが眞の忠義である、何ぞ獨り銃を取り劍を手にするのみに止まらんや、報謝の道は只この諸惡莫作衆善奉行自淨其意是諸佛教の偈文に在るのみだ、昔者唐朝に名高い白樂天と云ふ人が、或時鳥窠禪師と云ふに佛教の大體を問ふた、禪師この偈文を示した、

白樂天これをよく解して餘りに平凡の事と思ひ、斯ることは三歳の小童も能くこれを知る所と嘲笑した、禪師すかさず三歳の小童も能くこれを知るも八十の老翁もこれを行ふこと難しと、暗に佛法は理論に非ずして實行にあることを示された、白樂天も大に悟る所ありて、後佛法に深く歸依せしものと見えて、白氏文集を一度繙けば彼れが如何に佛法を歸依せしか、知れる。實にこの偈文は大切なる偈文である、衆生の恩に酬ゆるのも社會を中心として慈悲仁愛の念を以て社會を益するのが報恩である、詳しくは本論に述ぶるが如し、三寶の恩に酬ゆるのも亦復然りだ。三寶を中心として佛の教へ給ひし教義を遵奉し、行住坐臥佛の御思召に副ひ奉る様にするのが三寶の御恩に報謝するのである、如何に百味の

飯食を供養して焼香散華怠らずと雖も、日々の行事が諸悪莫作衆善奉行に出されば報恩の道でない、これを要するに四恩の鴻大無邊なることを服膺し、悪を止め善を修し、自ら其意を清淨にして忠實己れの業務を精勵し佛や菩薩の行動を理想とし目的として進むのである、斯くの如くして夙夜倦まさればやがて彼岸に到達するここ又疑ふべきでない、予や淺學を忘れ僭越を顧みず、心地觀經報恩品の大要を講す、而も慚愧を忍びてこれを世に再版公布するもの、即ち千載一遇の

天皇御即位の大典を祝し奉り聊か報恩の一端に供せんとするものなり。乞ふ護法愛讀の諸士其意を諒せられ、俱にく實賤し躬行し報恩の誠意を捧げんことを切に祈りて止まざる也、嗚呼護法愛

讀の諸士よ。螢窓雪案以て速に彼岸に到れ。

大正二年十二月六日印刷
大正二年十二月十二日發行
大正四年十二月六日再版
大正四年十二月十二日發行
大正六年四月二十三日版發行

定價貳拾五錢

嶋根縣八束郡講武村

著者 兼 發行人 小川義秀

和歌山縣高野山七二七番地

印刷人 藤井美之助

和歌山縣高野山七二七番地

印刷所 經久印刷所

三寶御歸依の天皇御出家入道授戒一覽表

御龜伏後後後後後崇朱後宇陽清文仁平孝聖 宇 深嗟鳥高白 醜 多山見草峨羽倉河德雀翻多成和德明城鎌武	御名
金金素素素良行行 佛金理 素 勝 剛剛融實覺然助真 陀剛 壽寶 眞 滿 性源法法法法法 壽寶 法法空 眞 滿 法法皇皇皇皇皇 法法皇皇 法法皇皇 法法皇皇	法諱
德正正正文承建嘉保元昌仁天貞齊嘉大天天 治應和應永久曆慶元慶泰和應觀衡祥同平平 二二二三五二二二元元六二二三元三三五寶廿 年年年年年年年年年年年年年年年年年年字一 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年六	年代
禪了公 尊同月寬 寬尊益 同圓 弘鑑行 助邊什 助 輪忠 空意信 仁 法眞基	戒師
靈後後後後後崇光鳥白後後一三花圓村花後 水花小圓光 嚴光嚴羽河條雀條條山融上園見 元尾園松融嚴光嚴羽河條雀條條山融上園見	御名
素圓圓素光光勝勝空融金 精金入金覺遍理 淨淨滿行淨融圓光覺覺剛 進剛覺剛眞行覺 法法智智法法心智法法 覺淨法法法法法法 皇皇法法皇皇法法皇皇 法法法法法法法法 皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇	法諱
正慶應永明應延觀保嘉延寬寬寬寬寬慶建元 德安仁享德安文應元保久德弘和和和保武弘 三四元三四七二二三七三二八元二元四二二 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	年代
信勝性 寬 東尊 證覺信 朝 鎮道	戒師

三寶御歸依の皇妃出家御授戒一覽表

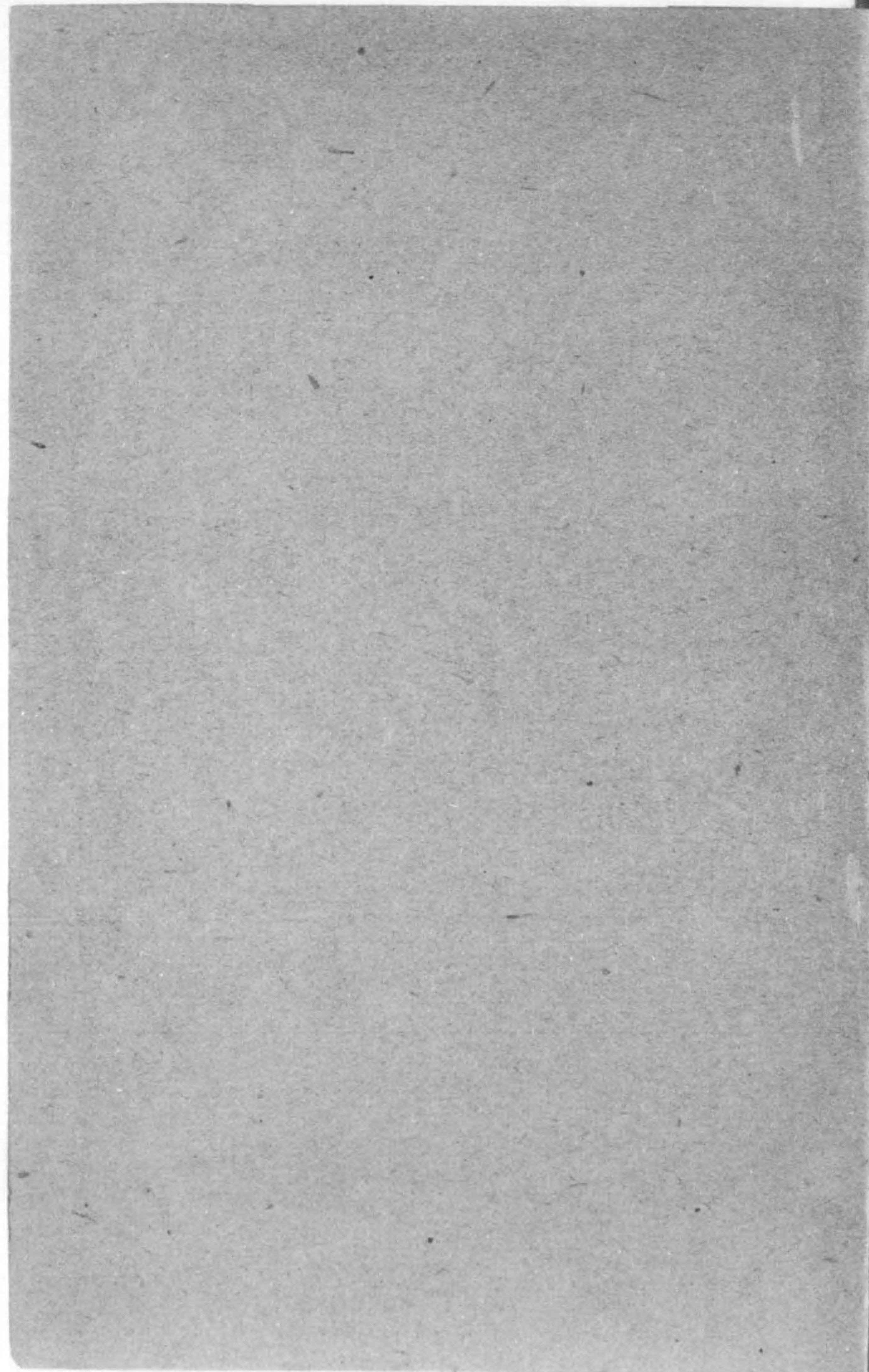
御名	授戒年月	御名	授戒年月	御名	授戒年月	御名	授戒年月
平城大宅親王	天長五年	弘徽殿女御	萬壽三年	順德中宮	元年	花園帝母	嘉祿二年
嵯峨皇太子	天長五年	三條中宮	萬壽三年	後堀河皇后	元年	藤原季子	延元元年
淳和皇太子	天長五年	皇妃	萬壽三年	崇聖中宮	元年	後伏見女御	延元元年
仁明皇太子	天安五年	後一條中宮	三長元年	兵衛佐ノ局	元年	後二條中宮	延元元年
同女御	天安五年	後朱雀皇后	三長元年	近衛中宮	元年	宣光門院	三年
文貞女御	元壽元年	後醍醐天皇	元壽元年	白河皇后	元年	後醍醐天皇	三年
清和女御	貞觀三年	女御	元壽元年	滋賀中宮	元年	宣光門院	三年
宇多中宮	延喜五年	御中宮	元壽元年	淨土寺二位	元年	後醍醐天皇	三年
村上女御	延喜五年	皇太子	元壽元年	高倉中宮	元年	後醍醐天皇	三年
更衣祐子	永祥元年	皇太子	元壽元年	高倉中宮	元年	後醍醐天皇	三年
冷泉女御	永祥元年	皇太子	元壽元年	高倉中宮	元年	後醍醐天皇	三年

三寶御歸依の皇子出家入道御授戒一覽表

御名	授戒年月	御名	授戒年月	御名	授戒年月	御名	授戒年月
圓融皇后	長德三年	梅壺ノ女御	後鳥羽中宮	仁明天皇第四皇子	元年	崇光女御	延文二年
冷泉第二女	元寬三年	堀川中宮	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
一條皇后	長德二年	鳥羽中宮	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
上東明院	萬壽三年	賀陽院	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
桓武成第七皇子	勝尾寺	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
文武帝第二皇子	勝尾寺	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
平城天皇第一親	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
嵯峨天皇第一親	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
同正子	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
同第十二皇子	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
同第十六皇子	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
同第十八皇子	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年
恒和天皇第二親	真如	嘉祥二年	嘉祥二年	同	元年	藤原氏	二年

堀川天皇第三皇子 親王 天台座主	堀川天皇第二皇子 親王 三井寺	同第八皇子 圓行 三井寺	同第七皇子 圓行 三井寺	同第六皇子 圓行 三井寺	同第五皇子 親王 仁 和寺	同第四皇子 親王 仁 和寺	白河天皇第三皇子 親王 仁 和寺	女雀天皇第三皇子 親王 仁 和寺	後一條天皇第二皇子 親王 仁 和寺	同第一皇子 親王 仁 和寺	同師明親王 親王 仁 和寺	三條天皇第四皇子 親王 仁 和寺	同第四皇子 親王 仁 和寺	冷泉天皇第三皇子 親王 仁 和寺	同第九皇子 親王 仁 和寺	同致平親王 親王 仁 和寺	村上天皇第二皇子 親王 仁 和寺	敦實親王 親王 仁 和寺		
寬仁二年	寬仁二年	長治元年	長治元年	長治元年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	應德二年	
行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	行寬	
同第八皇子 道法	同第七皇子 靜證	同第六皇子 圓行	同第五皇子 圓行	同第四皇子 圓行	同第三皇子 圓行	同第二皇子 圓行	同第一皇子 圓行	崇德天皇第一皇子 親王 仁 和寺	同第九皇子 親王 仁 和寺	同第八皇子 親王 仁 和寺	同第七皇子 親王 仁 和寺	同第六皇子 親王 仁 和寺	同第五皇子 親王 仁 和寺	同第四皇子 親王 仁 和寺	同第三皇子 親王 仁 和寺	同第二皇子 親王 仁 和寺	同第一皇子 親王 仁 和寺	鳥羽天皇第三皇子 親王 仁 和寺	寬親王 親王 仁 和寺	
弘長三年	正嘉元年	寶治三年	弘長三年	貞永元年	元曆元年	永曆元年	康治元年	康治元年	久安三年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年
靜忠僧正	開田御室	靜忠僧正	快尊法親	真仙僧正	行尊僧正	覺忠僧正	明雲大僧	守覺法親	信法親	覺性親王	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正

同第九皇子 真禎 廣澤寺	同第十皇子 恒惠 別三井寺	後高倉天皇第二皇子 親王 天台座主	同第三皇子 親王 天台座主	後鳥羽天皇第四皇子 親王 仁 和寺	同第五皇子 親王 仁 和寺	同第六皇子 親王 仁 和寺	同第七皇子 親王 仁 和寺	同第八皇子 親王 仁 和寺	同第九皇子 親王 仁 和寺	同第十皇子 親王 仁 和寺	同第十一皇子 親王 仁 和寺	同第十二皇子 親王 仁 和寺	同第十三皇子 親王 仁 和寺	同第十四皇子 親王 仁 和寺	同第十五皇子 親王 仁 和寺	同第十六皇子 親王 仁 和寺	同第十七皇子 親王 仁 和寺	同第十八皇子 親王 仁 和寺	同第十九皇子 親王 仁 和寺	同第二十皇子 親王 仁 和寺
建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年	建保五年
道助法親	圓長僧正	良遍法師	承圓僧正	圓融大僧	實全僧正	光臺院御	後高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御	室高野御
同第十皇子 道助	同第九皇子 圓助	同第八皇子 圓助	同第七皇子 圓助	同第六皇子 圓助	同第五皇子 圓助	同第四皇子 圓助	同第三皇子 圓助	同第二皇子 圓助	同第一皇子 圓助	同第十皇子 圓助	同第九皇子 圓助	同第八皇子 圓助	同第七皇子 圓助	同第六皇子 圓助	同第五皇子 圓助	同第四皇子 圓助	同第三皇子 圓助	同第二皇子 圓助	同第一皇子 圓助	同第十皇子 圓助
弘長三年	正嘉元年	寶治三年	弘長三年	貞永元年	元曆元年	永曆元年	康治元年	康治元年	久安三年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年	保延六年
靜忠僧正	開田御室	靜忠僧正	快尊法親	真仙僧正	行尊僧正	覺忠僧正	明雲大僧	守覺法親	信法親	覺性親王	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正	行尊僧正



70

325
494

終

